

青森県健康経営認定制度Q&A

【制度全般】

Q: 県外に本社がある場合は申請できますか。

A: 申請できます。

その場合、県内に所在する支社が県内営業所等を統括して申請してください。

例) 東京に本社があり、県内に青森支社のほか、青森支社が統括する営業所が複数ある。

申請者: 青森支社長

所在地: 青森支社住所

従業員数: 県内の営業所を含む従業員数

様式2: 県内の営業所を含む現状で記載。

Q: 複数の施設を管理している法人なのですが、その場合の申請は、法人単位ですか施設単位ですか。

A: 基本的には、法人単位での申請になります。

Q: 常勤従業員とは。

A: 雇用期間の定めのない者又は1年以上雇用される者(見込みを含む。)であり、1週間の労働時間が、当該事業所において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3以上である者が該当します。

【認定要件関係】

(前提要件)

Q: 過去に県税の滞納や、労働基準法等の違反をしているのですが、そういう場合は、申請はできないのですか。

A: 前提条件にある「県税の滞納がないこと」、「労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の関係法令に重大悪質な違反をしていないこと」については、申請日から過去3年間について要件を満たしていれば申請は可能です。

Q: 「労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の関係法令に重大悪質な違反」とは、具体的にどういうことが該当しますか。

A: 関係法令とは、労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法のほか、地方税法や労働保険法など、各認定要件に係る法令等が該当します。また、重大悪質な違反とは、県民等への影響が大きく、悪意や故意による違反を指します。

法令によって、様々な処分等があるため、法違反している場合、「関係法令に重大悪質な違反をしていないこと」の判断は、個別の事案に沿って判断します。

Q: 前提条件を満たしていることを証する書類として、何を提出すればよいのですか。

A: 誓約書(様式 2_別紙 1)を提出してください。

(必須要件)

○事業主自身が健康診断を受診しており、かつ、健康宣言を行っている。

Q: 事業主の健康診断の受診は、いつ受診したものが対象となるのですか。

A: 申請日から過去1年以内に受診したものが対象となります。

ただし、認定の更新申請であって、新型コロナウイルス感染症の影響など、やむを得ない理由がある場合のみ、直近の受診(申請日から過去1年を超えるもの)をもって、申請することが可能です。申請日以後に、健康診断を実施した場合は実施日時などについて、従業員が50人以上の事業所にあつては、労働基準監督署に提出したものの写し、50人未満の事業所にあつては、健康診断実施結果報告書(様式2_別紙2)により、報告をお願いします。

Q: 健康宣言はどのようにすればよいのですか。

A: 全国健康保険協会(協会けんぽ)加入事業所については、協会けんぽの健康経営パンフレットまたはHPに掲載されている「健康宣言登録シート」に事業所の健康づくりの取組を記入し、協会けんぽへ郵送またはFAXで送ってください。

協会けんぽ非加入事業所については、事業所内掲示やHP、社内文書等により宣言を行ってください。

基準適合を証する書類としては、「健康宣言登録シート」の写し、事業所内掲示やHPの写真、社内文書の写し等が必要です。

○県医師会健やか力推進センターの健康づくり担当者養成研修等(申請年度又はその前年度)を修了している。

Q: 健康づくり担当者養成研修を受講したいのですが、研修の開催日など、情報はどのように確認したらよいのですか。

A: 例年7月頃から順次県内各地で開催しておりますが、詳細な日程は毎年4月下旬から5月中旬頃に健やか力推進センターのHP、県HPに掲載することとしています。なお、研修の申込み先は健やか力推進センターとなっておりますので、ご注意ください。

健やか力推進センターHP: <http://www.aomori.med.or.jp/common/sukoyaka.html>

県HP: https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/ganseikatsu/kenkoukeiei_kensyu.html

Q: 県医師会健やか力推進センターが実施する健康づくり担当者養成研修のほかに、要件を満たす研修はあるのですか。

A: 当該研修と同等程度と認めたものがあつた場合は、県HPに公表することとしています。県HPで確認いただくか、当課までお問い合わせください。

Q: どの研修を受講すればいいか、分かりません。

A: 健康づくり担当者“養成・更新”研修受講に関するフロー図を御確認ください。

Q: 「研修を修了した者が健康づくり担当者として定められていること。」とは、具体的にどのような状態をいうのですか。

A: 従業員の健康管理を担当する者として選任されていることを指します。基準適合を証する書類としては、事務分担表、健康づくり担当者について従業員に周知した文書、事業主の申立書などが必要です。

Q: 健康づくり担当者を変更したいのですが、どうすればよいですか。

A: 新担当者が、更新申請前に県医師会健やか力推進センターの健康づくり担当者養成研修等(申請年度又はその前年度)を受講していなければなりません。更新申請時には、新担当者の研修修了証の写しを、事務分担表や事業主の申立書等、健康づくり担当者として定められている事実が確認できる書類と合わせて提出してください。

○常勤従業員に対して厚生労働省が推進する全てのがん検診の受診を勧奨しており、かつ当該がん検診について勤務時間内に受診できる体制となっていること。

Q: 厚生労働省が推進する全てのがん検診とは。

A: 胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの5大がんを言います。

申請日から過去1年以内に、がん検診の受診を直接または広報等を通じて従業員に働きかけていること、また、申請日時点で、がん検診を勤務時間内に受診できる取り扱いとしておく必要があります。

○受動喫煙防止対策を実施しており、空気クリーン施設の認証を受けている。

Q: 空気クリーン施設の認証を受けるためには、どうしたらよいでしょうか。

A: 県HPに掲載されている空気クリーン施設届出書に記入し、最寄りの保健所(青森市内の事業所については、県がん・生活習慣病対策課)にFAX等でお送りください。保健所等で事業所に出向き状況調査を行った後、認証通知をお送りします。

申請時には、認証通知の写しを提出してください。

Q: 複数の施設を管理している法人ですが、申請する場合は、全ての施設の空気クリーン施設の認証を受けていなければ、申請できないのでしょうか。

A: 常駐する従業員がいる法人が管理する全ての施設について、認証が必要です。また、事業所にあつては、常駐する従業員がいる全ての営業所等について、認証が必要です。

(選択要件)

○治療と仕事の両立支援のための環境が整えられていること。

Q: 「環境が整えられていること」とは、具体的にどんな取組が該当しますか。

A: 疾病を抱えながらも仕事を続けることができるような環境整備の取組が該当します。具体的には、研修等による意識啓発や相談窓口の明確化、時間単位の休暇制度、時差出勤制度などの検討・導入、主治医とのやり取りに関する各種様式の整備が該当します。

○全ての常勤従業員が労働安全衛生法第66条第1項に定める一般定期健康診断を受けている。

Q: 事業所での健康診断実施時から従業員が増え、健康診断実施時と申請書時の常勤従業員数が異なる場合は、どうすればよいでしょうか。

A: 申請日から過去1年以内の受診が対象となります。申請時の常勤従業員全てが受診していることが必要ですので、50人以上の事業所の場合は、労働基準監督署に提出した定期健康診断結果報告書、50人未満の事業所の場合は、健康診断結果報告書(別紙2_別紙2)のほか、増員となった従業員の健康診断受診票や事業主の申立書などが必要です。

○常勤従業員に対して事業所が実施したがん検診の受診記録を保管しており、市町村の求めがあった場合に提供可能であること。

Q: 受診記録を保管しており、市町村の求めがあった場合に提供可能であることとは、具体的にどのような状態のことを言いますか。

A: 申請日から過去1年以内に実施したがん検診の受診記録を申請日時点で保管していることが必要です。また、各従業員から市町村へ提供することについて、様式は問いませんが、同意した従業員の氏名及び押印が記載されていることが必要です。

○常勤従業員を対象とした福利厚生事業として健康づくり(禁煙支援を除く。)に取り組んでいる。

Q: 常勤従業員を対象とした福利厚生事業として健康づくりには、どのようなものがありますか。

A: 食生活改善や運動習慣定着を促す取組、健康をテーマとした研修会、健康診断・がん検診・人間ドック等の受診費用の会社負担などが該当します。

具体的には、健康に配慮した弁当利用の促進、従業員全員によるラジオ体操の実施、フィットネスクラブとの法人契約、従業員間対抗歩数競争の実施、インフルエンザ予防接種の助成などが該当します。それ以外の取組であっても、該当する場合がありますので、お問合せください。

【手続き全般】

Q: 申請書提出から認定まではどのくらいかかりますか。

A: 2か月程度かかります。申請件数が多い場合や、書類に不備がある場合など、認定まで時間がかかる場合があります。

Q: 認定の有効期間は2年間となっていますが、更新申請はいつまでにすればよいですか。

A: 有効期間が満了する日の30日前までに更新申請書類を提出してください。

Q: 更新申請をする際、提出する書類は前回申請時と同じ書類ですか。

A: 基本的に、前回申請時と同等の書類を提出することとなります。

申請書(様式1)と添付書類である定款、寄付行為又はこれらに準ずる規約、組織図及び役員名簿又は会員名簿、申請調書(様式2)と各要件を満たすことを証する書類を提出いただくことになります。

なお、定款、組織図、役員名簿については、前回申請時と変更がない場合は提出不要です。

Q: 代表者職氏名が変更になったのですが、手続きは必要ですか。

A: 事業所の名称、代表者職氏名、所在地が変更になった場合には、当該変更が生じた日から30日以内に、「青森県健康経営事業所変更届出書」(様式4)の提出が必要です。



健康づくり担当者“養成・更新”研修受講に関するフロー図 (必須要件②関係)

【参考: 必須要件②】

県医師会健やか力推進センターが実施する申請年度もしくはその前年度の“健康づくり担当者”研修を受講、かつ、受講した者が健康づくり担当者として定められている。

➡ はい ➡ いいえ

勤務する事業所は
青森県健康経営事業所の
認定を受けていますか。

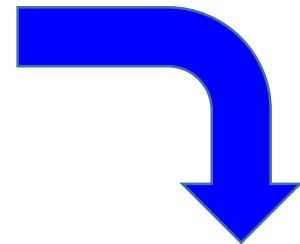


青森県健康経営認定
制度の申請を考えてい
ますか。



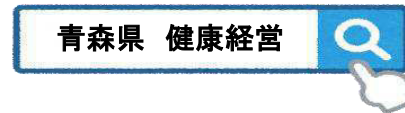
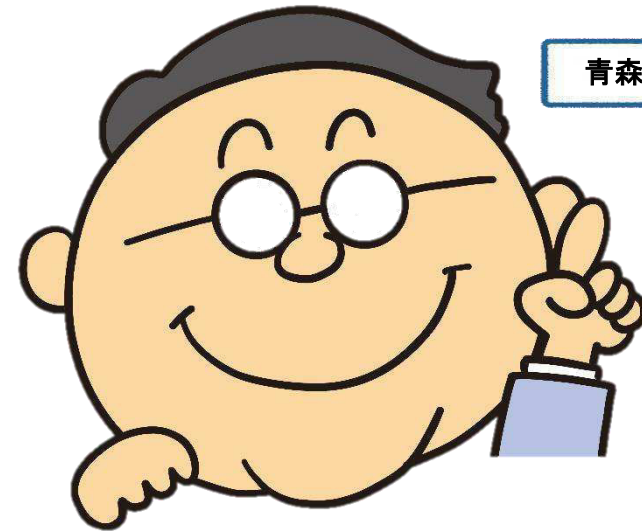
青森県健康経営認定制度の申請について、
ぜひ、ご検討ください。
青森県健康経営事業所に認定されると、様々なメリットがあります。
青森県健康経営認定制度について、県HPを御確認ください。

健康づくり担当者養成研
修を受講したことがあり
ますか。



養成研修
または
更新研修
を受講してください

養成研修
を受講してください



※過去に養成研修を受講した方であっても、養成研修を受講することは可能です。事業所の有効期間満了日、研修の日程及び業務スケジュールを勘案し、受講する研修を決定してください。

！ 注意 ！

研修の受講が確認できない場合、新規認定・更新はできませんので、ご注意ください。